

試験科目とその主な内容

試験科目	主な内容	例
1. 公衆衛生概論	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道水の汚染による公衆衛生問題に関する知識を有していること。 ○ 水道の基本的な事柄に関する知識を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消毒、逆流防止の重要性 ○ 微量揮発性有機物の溶出による健康影響 ○ 病原性大腸菌、原虫類の混入による感染症 ○ 水質基準及び施行基準の概要
2. 水道行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道行政に関する知識を有していること。 ○ 給水装置工事に必要な法令及び供給規程に関する知識を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道法(給水装置関係等) ○ 供給規程の位置づけ ○ 指定給水装置工事事業者制度の意義 ○ 指定給水装置工事事業者制度の内容 ○ 指定給水装置工事事業者の責務
3. 給水装置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水管及び給水用具並びに給水装置の工事方法に関する知識を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水管、給水用具の種類及び使用目的 ○ 給水用具の故障と対策
4. 給水装置の構造及び性能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水管及び給水用具が具備すべき性能基準に関する知識を有していること。 ○ 給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準(システム基準)に関する知識を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道法施行令第5条に基づく給水管及び給水用具の性能基準、給水システム基準に関する知識 ○ 給水管の呼び径等に対応した吐水口空間の算定方法 ○ 各性能項目の適用対象給水用具に関する知識
5. 給水装置工事法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水装置工事の適正な施行が可能な知識を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水装置の施工上の留意点 ○ 給水装置の維持管理
6. 給水装置施工管理法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水装置工事の工程管理、品質管理及び安全管理に関する知識を有していること。 ○ 建設業法及び労働安全衛生法に関する知識を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工程管理(最適な工程の選定) ○ 品質管理(給水装置工事における品質管理) ○ 安全管理(工事従事者の安全管理、安全作業の方法) ○ 建設業法、労働安全衛生法等関係法令に関する知識
7. 給水装置計画論	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水装置の計画策定に必要な知識及び技術を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の立案に当たって、調査・検討すべき事項 ○ 給水装置の計画策定及び給水装置の図面の作成に関する知識
8. 給水装置工事事務論	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事従事者を指導、監督するために必要な知識を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水装置工事主任技術者の役割 ○ 指定給水装置工事事業者の任務